

事 務 連 絡

平成 27 年 11 月 26 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

専務理事 境 政 人

**食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのない
ことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を
改正する件について**

このことについて、平成 27 年 11 月 11 日付け事務連絡をもって、農
林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐（薬事安全企画班担当）
から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康
を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定
める物質の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 435 号）が
平成 27 年 11 月 11 日に公布され、同物質の一部が別添のとおり改正さ
れたことについて、本会関係者に周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者にも周知方よろしく願いたします。

本件のお問合わせ先

公益社団法人

日本獣医師会事業担当：駒田

TEL 03-3475-1601

事 務 連 絡

平成27年11月12日

公益社団法人 日本獣医師会専務理事 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

課長補佐（薬事安全企画班担当）

食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課長より、食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部改正について別添のとおり通知がありました。つきましては、貴会会員への周知方お願いします。



生食基発 1111 第 2 号
平成 27 年 11 月 11 日

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部基準審査課長
(公印省略)

食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について

食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 435 号）が本日公布され、その内容について別添のとおり各都道府県知事等あて通知しましたので、貴職におかれましても関係者に対して周知方お願いします。

生食発 1111 第 1 号
平成 27 年 11 月 11 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部長
(公印省略)

食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について

食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 435 号）が本日公布され、これにより食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（平成 17 年厚生労働省告示第 498 号）の一部が下記のとおり改正されたので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の内容につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第 1 改正の概要

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（以下「対象外物質」という。）に、イタコン酸、カルシフェロール及び 25-ヒドロキシコレカルシフェロール、L-カルニチン、グリセリン酢酸脂肪酸エステル及びポリグリセリン脂肪酸エステルを追加したこと。

第 2 施行・適用期日

公布日から適用されるものであること。

第 3 その他

法に基づく対象外物質の指定にあわせ、農薬取締法（昭和 28 年法律第 82 号）に基づくイタコン酸、グリセリン酢酸脂肪酸エステル及びポリグリセリン脂肪酸エステルに係る新規農薬登録並びに飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）に基づく 25-ヒドロキシコレカルシフェロール及び L-カルニチンの指定並びに基準及び規格の設定が農林水産省において行われること。